

防地協（事）第４５号
令和２年２月２１日
一部改正 防地総（事）第１９４号
令和３年７月 １日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

馬毛島における自衛隊施設整備推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、恒久的なＦＣＬＰ施設整備推進委員会の設置について（防地協（事）第４１０号。２９．１２．１４）は廃止する。

添付書類：別紙

馬毛島における自衛隊施設整備推進委員会設置要綱

(設置)

第1 平成23年6月21日付けの日米安全保障協議委員会共同発表を踏まえ、南西防衛及び大規模災害時の活動拠点となる新たな自衛隊施設の整備の推進並びに当該施設の空母艦載機着陸訓練に係る恒久的な施設としての使用に関する基本的な方針を検討し、当該方針に基づく施策を円滑かつ効果的に促進するため、防衛省に、馬毛島における自衛隊施設整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛副大臣
- (2) 副委員長 事務次官
- (3) 委員 大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
地方協力局長
地方協力局次長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長が不在の場合、その職務を代行する。

(幹事会)

第4 委員会の下に、委員会で検討する事項についてあらかじめ調査・検討し、委員会での検討を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 幹事長 地方協力局次長
- (2) 副幹事長 日米防衛協力に関する事項を整理する防衛政策局次長
大臣官房施設監
航空幕僚監部防衛部長
- (3) 幹事 幹事長が指名する大臣官房参事官
防衛政策局日米防衛協力課長
防衛政策局訓練課長
整備計画局防衛計画課長
整備計画局施設計画課長
整備計画局施設整備官
整備計画局提供施設計画官
地方協力局総務課長
地方協力局地域社会協力総括課長
地方協力局西日本協力課長
地方協力局環境政策課長
地方協力局在日米軍協力課長
統合幕僚監部防衛計画部防衛課長
統合幕僚監部防衛計画部計画課長
陸上幕僚監部防衛部防衛課長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長

- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を助け、幹事長が不在の場合、その職務を代行する。

(関係部局の協力)

- 第5 委員長及び幹事長は、委員会及び幹事会における検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 関係部局は、前項の要求があった場合にはこれに応じ、協力するものとする。

(庶務)

- 第6 委員会及び幹事会に関する庶務は、地方協力局地域社会協力総括課において処理する。

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長がそれぞれ定める。